

(商標登録番号・第4234817号)



—第32号—

河野太郎事務所

電子メール
taro@konotaro.org
ホームページ
http://www.taro.org/

自民党神奈川県
第15選挙区支部

平塚事務所
〒254-0052 平塚市平塚4-15-16
TEL 0463-36-7771
FAX 0463-36-7778

茅ヶ崎事務所
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂
1-2-3ツユキビル2F
TEL 0467-86-2001
FAX 0467-86-2002

議員会館
〒100-8982 千代田区永田町
衆議院第2議員会館206号室
TEL 03-3508-7006

河野太郎の国会報告

イ暫定政権が発足しました。

この米英軍によるタリバンとアルカイダ掃討作戦は

「不朽の自由作戦」(Operation Enduring Freedom (OEF))と名付けられました。

「不朽の自由作戦」(OEF)は、アフガニスタンで行われた掃討活動ですが、これを支援する「海上阻止活動」(Maritime Interdiction Operations (OEF-MIO))と呼ばれるインド洋上での活動が始められました。「海上阻止活動」は、洋上でのテロリストと武器の移動とテロの資金源となる麻薬の運搬を防ぐという活動です。

「不朽の自由作戦」には、現在、アメリカ、イギリスだけでなく、フランス、カナダ、ニュージーランドなど二十カ国が参加し、「海上阻止活動」にはアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、パキスタン、カナダ、ニュージーラ

ンド、日本の八カ国が参加しています。そして、この二つの作戦に何らかの支援をしている国は七十五カ国にのぼります。イラク戦争には参加しなかったフランスやドイツもこの作戦には参加しています。主要国の中で、アフガニスタンの「不朽の自由作戦」にもインド洋上の「海上阻止活動」にも参加しなかったのは、ロシアと中国だけです。

注：イラクへの自衛隊の派遣は、この「テロ特措法」ではなく「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」略して「イラク特措法」という別な法律に基づいた派遣です。イラク戦争にはフランスやドイツなどは参加を拒否しましたが、アフガニスタンにおけるタリバンとアルカイダの掃討作戦にはフランスやドイツも参加しています。

現在も行われている国連決議1386号に基づいたアフガ

どうする特措法？

略してテロ特措法、正式には「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」という日本一長い名前の法律があります。この法律を巡って、いろいろな議論が行われています。

うーん、テロ特措法って何だというあなた、あるいはテロ特措法ってイラク特措法と違うのかとか、しょせんこれはアメリカの戦争の手伝いだろうと思っっているあなたは、ぜひ飛ばさずに読んで下さい。テロ特措法の正式名称をそら

911

この法律の発端は、法律の名前の中にも書き込まれているように、日本人24人を含む多数の犠牲者を出したあの911のニューヨークのワールドトレードセンターとワシントンペンタゴンなどに対

対策条約とテロ防止のための数々の国連安保理決議が求めるテロ行為を防止するための活動を実施することを国際社会に求めています。そして10月7日に米英軍がタリバンとアルカイダに対し攻撃を開始し、12月7日にタリバン政権が崩壊し、12月22日にカルザ

注：イラクへの自衛隊の派遣は、この「テロ特措法」ではなく「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」略して「イラク特措法」という別な法律に基づいた派遣です。イラク戦争にはフランスやドイツなどは参加を拒否しましたが、アフガニスタンにおけるタリバンとアルカイダの掃討作戦にはフランスやドイツも参加しています。

現在も行われている国連決議1386号に基づいたアフガ

ニスタンの治安を維持するための国際治安支援部隊にはフランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ポルトガル、デンマーク、ベルギー等々すべてのNATO加盟国とスイス、オーストリア、スウェーデン、フィンランドなどNATOに加盟していないヨーロッパの国々など37カ国が参加しています。

タリバン、アルカイダとの戦いは決してアメリカの戦争ではないのです。

自衛隊は、テロ特措法が国会で成立した後、2001年12月2日から「海上阻止活動」をしている各国の艦船に対して燃料と水を補給する活動をしてきました。「海上阻止活動」に参加した各国の艦船は、今日までに海上で不審船に対して約14万回の呼びかけ、質問を行い、1万1千回の立ち入り検査を実施しています。その結果、12トンの大麻などの麻薬とロケット弾やライフルといった武器を押収しています。

インド洋上の「海上阻止活

動」地域で自衛隊が燃料と水を補給する活動を続けることにより、活動中の各国の軍艦は燃料補給のために港に戻ることもなしに、長期間にわたり活動を継続することができま

す。そのため効率のよい活動が維持できると各国から高い評価を受けています。

テロ特措法

テロ特措法は、2001年11月2日に施行されました。当初、この法律は施行から二年で失効する、ただし、二年以内の期間延長をそのつどすることができると定められていました。2003年に二年間の延長、2005年に一年間の延長、2006年に一年間の延長が行われ、今年11月1日に法律の期限を迎えます。

テロ特措法には、「武力による威嚇又は武力の行使を禁止」「いわゆる非戦闘地域での活動」「外国での活動は、その国の同意がある場合のみ」という三つの基本原則があります。そして、テロ特措法の特徴は、この法律はいわ

ばメニューだということですが。テロ特措法に基づいて我が国は、「一、外国の軍隊に対して物品やサービスを提供する」「二、戦闘行為によって遭難した者の捜索、救助を行う」「三、被災民の救援のための食料、衣料、医薬品などの生活関連物資の輸送と医療その他の人道的活動を行う」という三つの大きな活動をする

ことができま

す。このうち、二の遭難救助は自衛隊が行い、一と三は自衛隊を含む関係行政機関が行うことになっていきます。そして、一の物品とサービスの提供を自衛隊が行うときには、物品の提供と補給、輸送、修理及び整備を行ってよいが、武器弾薬の輸送と戦闘に発進する戦闘機への給油と整備はしてはいけないことになっています。

瀬戸際

テロ特措法は、今年の十一月一日に法律の期限を迎えます。もちろん「海上阻止活動」に参加している各国は、日本の補給活動が今後も続くと思っ

ていますし、強くそれを期待しています。しかし、補給活動を続けるためには、法律を再び延長しなければなりません。延長するためにはテロ特措法を改正しなければならず、法律の改正ですから当然に国会で、衆議院と参議院

両方の議決が必要です。しかし、今年の夏の参議院選挙で与党は過半数を失いました。テロ特措法の改正には野党の賛成がなければ参議院は通りません。そして野党第一党の民主党の小沢一郎代表は法改正に反対の強い意向を示しています。

法律の制定や改正には、憲法上、衆議院と参議院の両方の賛成が必要です。憲法の規定では、衆議院が可決した法律が参議院で否決されたり、六十日以上参議院で議決が終

わらないときは、衆議院が三分の二以上の多数で再議決して、法律を成立させることができます。今からでは11月1日の期限切れに間に合いません。

11月1日にテロ特措法が失効してしまえば、一度、自衛隊を引き上げなければなりません。そして、もう一度自衛隊をインド洋に派遣しようとするれば、もう一度、テロ特措法を国会で成立させなければなりません。衆議院での再議決を使えば、参議院が賛成しなくても、テロ特措法という

法律を再び、国会で成立させられるでしょう。でもちよつと待つて下さい。テロ特措法を成立させただけでは、自衛隊の補給活動は続けられないのです。さつき、このところ、特に大事だといいました。そのところが大事なのです。

テロ特措法は、レストランのメニューといっしょだと申し上げました。

こんな活動をやってもよいですよというテロ特措法のメニューの中から、政府はどんな活動をやるかを決めて、基本計画を策定します。そして、その基本計画に基づいて自衛隊が活動をするわけですが、その活動をするためには、そう、国会の承認が必要です!!

日本国憲法が、参議院が否決したときに衆議院が三分の二で再議決してもよいですよと規定しているのは、あくまでも「法律の改正」です。「国会の承認」に関しては、そんな規定がありません。「国会の承認」とは、衆議院が承認して参議院が承認し

て、初めて「国会の承認」になるのです。

つまり、参議院で野党がテロ特措法の成立に反対したのを衆議院で再議決して、法律を成立させてみても、自衛隊の派遣に必要な国会の承認が参議院で得られなければ、インド洋上で自衛隊が補給活動を行うことはできないのです。

そこで浮上してきたのが「新法」です。今のテロ特措法はメニューを提示する法律だから、お客さんがメニューを見て注文をしようとするときにその注文でよいかどうかを国会が承認しなければなりません。そして、その見込みが全くないのです。

それならば、いろんなメニューのあるレストランをやって、縁日の綿菓子屋さんのようにただ一つのものだけにしたらいいじゃないかという意見が出ました。つまり今、議論されている「新法」とは、インド洋上で自衛隊の艦船が燃料と水を海上阻止活動に参加している各国の艦船に補給する、というただ一つの活動を認める法案なのです。

最初から一種類の活動しか認めていないのだから、自衛隊はその活動だけをやることになり、だから基本計画をつくる必要もなくなり、基本計画を国会が承認するというプロセスも要らなくなるだろうという事です。法律が国会で成立することイコールその活動の承認と同じことという考え方です。

そして「新法」は、法律ですから、参議院が否決したら衆議院で再議決することによって成立することになります。

私はこう考える

国際的なテロリストグループであるアルカイダはまだまだ健在です。アジアでもインドネシアを中心に、その勢力を拡張していると思われるます。そしてアフガニスタンの治安回復と政権の安定はなかなか上手くいっていません。アフガニスタンが再び不安定になれば、アルカイダはそこを基盤として、勢力を一層、回復するでしょう。だからアフガニスタンの治安回復は国

際的にも極めて重要です。アフガニスタンの治安対策をアメリカの戦争だという主張は主要国の中にはありません。アフガニスタンはイラクとは全く位置づけが違います。

アフガニスタンからイランやパキスタンを抜けたテロリストが海上を自由に使って移動することを防ぐ海上阻止活動の重要性はいささかも薄れてはいません。そして、その活動に対して、日本憲法の枠組みの中でもできる補給活動を通じて協力は、国際社会の中で非常に重要だと思えます。海上阻止活動への協力は、日米同盟にとって重要だなどという話ではなく、テロを根絶しようとする国際社会の活動にとつて大変重要なのです。だから私は、この活動はできる限り継続するべきだと思えます。

まず第一に、海上阻止活動が国連によって認められていない等という議論をしている国は、参加国の中で一つもありません。国連は、安保理決議1368号で911のテロを明確に非難すると同時にテロ行為を防止するための活動を実施することを国際社会に求め、安保理決議1267号、1269号、1333号等の諸決議を通じて、全ての国連加盟国に対し、テロリストへの資金提供の防止とテロリストの逮捕、訴追、引き渡しの確保などの適切な措置をとることを求めています。こうした国連の要請に基づいて、不朽の自由作戦と海上阻止活動に75カ国が何らかの支援をしている時に、国連決議がないからその活動に参加してはいけないというのは、無理があると思えます。

第二に、小沢一郎代表のいう国連決議とは、安保理決議のようですが、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の五つの常任理事国のうち、一つでも拒否権を行使すると安保理決議は成立しませ

ん。日本が、日本国憲法の範囲で、国会で成立した法律に基づいて国際的な活動に参加しようとするときに、必ず安保理決議がなければできないということだと、日本が国際的な貢献をするかどうかの決定は、安保理の常任理事国五カ国の判断に左右されることになってしまいます。

アメリカとの対決色を強め始めた最近のロシアのプーチン政権やアジアにおける外交的なリーダーシップを日本と争う中国の判断で、日本の国際貢献が左右されるべきではないと私は思います。

2001年当時、テロ特措法が国会で議論されていたときに、自民党と民主党はなんとか妥協点を見つげようと議論を重ねました。その時民主党は、国会が基本計画を承認してから自衛隊が活動を開始するべき、つまり国会による事前承認が必要だと主張しました。政府側は自衛隊が活動を開始して20日以内に国会が承認するという事後承認を主張し、残念ながらこの一点で物別れとなりました。国連決

議がないから認められないという理由ではありませんでした。

ですから、国連決議がないから海上阻止活動への補給活動を日本がするべきではないという今回の小沢一郎代表の主張は、反対するための屁理屈ではないでしょうか。

私は、日本はきちんと法律を整備し、インド洋上での海上阻止行動に対する補給活動を続けるべきだと思います。ぜひ、あなたにこの活動とそれに対する日本の貢献の重要性を理解して頂きたいと思えます。

しかし、私は、「新法」には反対です。私たちは、自衛隊という軍隊を海外に派遣するためのルールをしっかりと議論し、積み上げてきました。自衛隊を海外に派遣する際には、国会が承認するというのがそのルールです。国会が承認するというのは、衆議院と参議院が両方、承認するということです。

新法を制定して補給活動を続けようという主張は、メニューではなく単品だから、

新法を国会で成立させることイコール国会の承認だという理屈です。しかし、法改正は、参議院の承認が無くとも、衆議院の三分の二による再議決で成立します。どう考えても現在のルールである国会承認よりハードルが低くなります。つまりそれだけシビリアンコントロールが弱くなるということなのです。

軍隊を海外に派遣するため、そのルールを変更して、海外に自衛隊を出すべきではないと思えます。

例えば、衆議院が承認し、参議院が承認に反対し、そして衆議院が解散されて総選挙が行われ、そしてまた、衆議院が承認したにもかかわらず、参議院が反対したというときに、衆議院の再議決で、という判断はあるかもしれませんが、直近の選挙を実施したのには参議院ですから、その判断を無視することは正しいとは言えません。

政府は、活動を継続することの重要性を世の中に訴え、国会に法律の制定と自衛隊の

派遣を求めるべきです。日本は民主主義の法治国家ですから、それで参議院が補給活動の継続に反対すれば、自衛隊を引き上げるしかありません。しかし、誰の判断、誰の責任で活動を停止することになったかははっきりしません。その後、それによる影響が我が国に及べば誰の責任であるかは明白です。

インド洋での自衛隊の活動ができなければ、パレスチナ問題にもっと深くかわかり、中東和平での日本の役割と支援を増やすという選択もあり

ます。海上阻止活動への支援は大変に重要ですが、日本の死活を分けるというわけではありません。ともすれば外交問題は国民生活からややかけ離れた問題として捉えられがちですが、日本の将来、国民の将来と密接に結びついています。あなたにもしっかりと海上阻止活動に対する補給活動の重要性を認識して頂いて、そして、国会の論戦を判断して頂きたいと思えます。

「ごまめの歯ざり」

バックナンバー

- 第1号 新米議員の一月
- 第2号 国会はなぜ眠っているのか
- 第3号 誰が法律を作っているのか
- 第4号 なぜ河野案はなかったか
- 第5号 族議員をふっとばせ
- 第6号 日本外交を考える
- 号外 敗軍の兵、将を語る
- 第7号 (総裁選日記) まず大臣のたらいまわしをやめよ
- 第8号 予算委員会のおかげで
- 第9号 俺達の年金改革
- 第10号 河野法案と日本外交
- 第11号 トイレの無い家 (原発政策について)
- 第12号 神奈川独立!
- 第13号 年金に関する誤解について
- 第14号 今だから話せる
- 第15号 本音の構造改革
- 第16号 与党の改革を
- 第17号 構造改革はできるか
- 第18号 国会議員は詐欺師か
- 第19号 再び不良債権入門
- 第20号 異議があります!
- 第21号 今ここにある危機
- 第22号 腹を切ればよいのか
- 第23号 陰謀とあなたの財布
- 第24号 みゆ
- 第25号 空気の値段
- 第26号 お賽銭と政治
- 第27号 あなたも裁判員
- 第28号 総裁選挙
- 第29号 見えない消費税
- 第30号 教育基本法を超えて
- 第31号 やっぱ年金!